

平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

1. 公立小学校、公立中学校および県立高等学校における暴力行為の状況

(1) 暴力行為の総発生件数 〈表(1)〉

公立小・中学校および県立高等学校における暴力行為の総発生件数 641件

【平成26年度(687件)より46件減少】

(2) 学校種別の発生件数 〈表(2)〉

①公立小学校

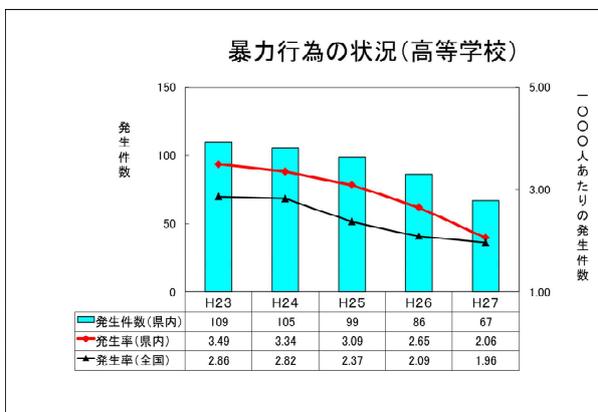
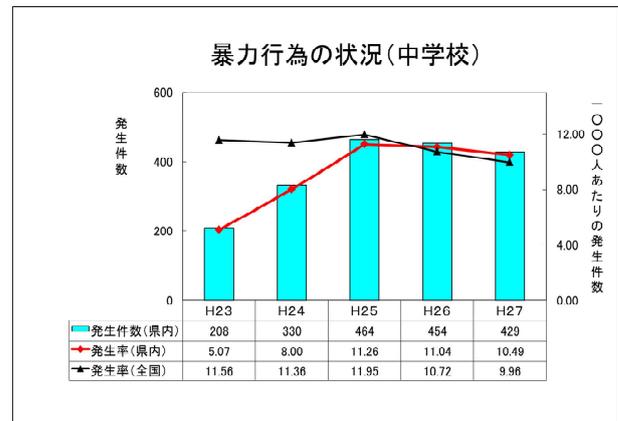
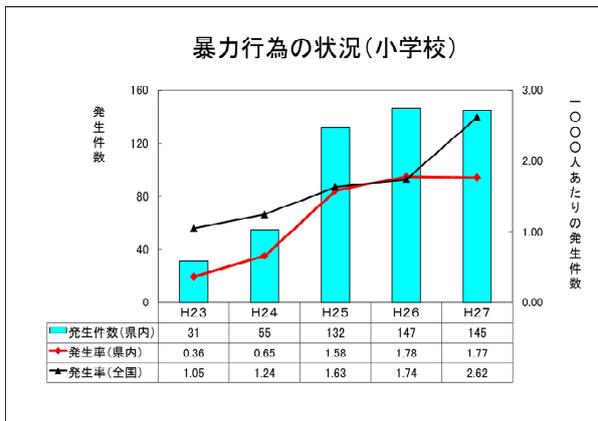
- ・「学校内」139件 「学校外」6件
- ・総発生件数は145件【平成26年度(147件)より2件減少】

②公立中学校

- ・「学校内」412件 「学校外」17件
- ・総発生件数は429件【平成26年度(454件)より25件減少】

③県立高等学校

- ・「学校内」66件 「学校外」1件
- ・総発生件数は67件【平成26年度(86件)より19件減少】



(3) 形態別の発生件数〈表(3)〉

(暴力行為の形態は「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」の四形態)

① 「対教師暴力」

- ・公立小学校 38件【平成26年度(54件)より16件減少】
- ・公立中学校 136件【平成26年度(167件)より31件減少】
- ・県立高等学校 11件【平成26年度(12件)より1件減少】

② 「生徒間暴力」

- ・公立小学校 79件【平成26年度(77件)より2件増加】
- ・公立中学校 238件【平成26年度(223件)より15件増加】
- ・県立高等学校 44件【平成26年度(57件)より13件減少】

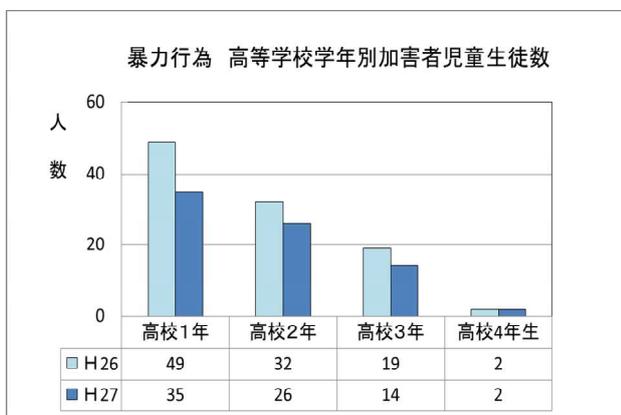
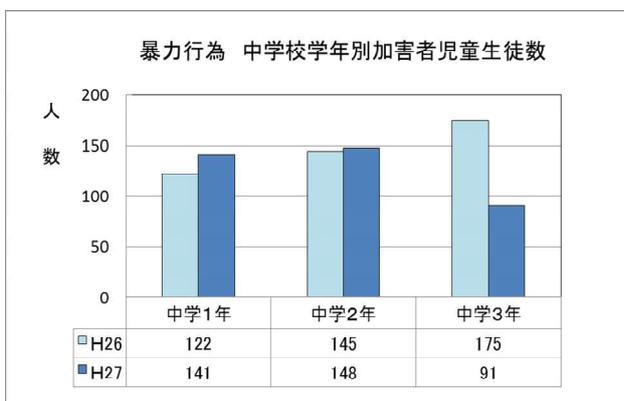
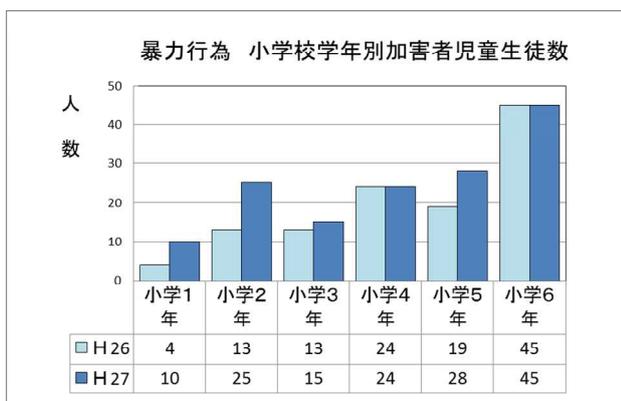
③ 「対人暴力」

- ・公立小学校 3件【平成26年度(2件)より1件増加】
- ・公立中学校 9件【平成26年度(7件)より2件増加】
- ・県立高等学校 0件【平成26年度(2件)より2件減少】

④ 「器物損壊」

- ・公立小学校 25件【平成26年度(14件)より11件増加】
- ・公立中学校 46件【平成26年度(57件)より11件減少】
- ・県立高等学校 12件【平成26年度(15件)より3件減少】

(4) 学年別加害者児童生徒数〈表(4)〉



※加害児童生徒数は、「対教師暴力の状況」「生徒間暴力の状況」「対人暴力の状況」及び「器物損壊の状況」に計上された加害児童生徒数の数値を合計したものと一致している。

(5) 暴力行為の現状、対策

(現状)

小学校

- ・生徒間暴力・対人暴力・器物損壊の件数が増加したが、対教師暴力は減少し、総暴力件数としては2件減少した。
- ・低学年では加害児童数が増加した。
- ・些細なことをきっかけに、腹をたて暴力を振るうケースが見られた。
- ・イライラした気持ちが解消できずに、器物を破損するケースが見られた。

中学校

- ・生徒間暴力・対人暴力は増加したが、対教師暴力・器物損壊の件数が減少し、総暴力件数としては、25件減少した。
- ・3年生では加害生徒数が減少した。
- ・いたずらやからかいなどに腹をたて、暴力行為に至るケースが見られた。

高等学校

- ・全ての形態（対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物損壊）で減少し、総暴力件数としては19件減少した。

(対策)

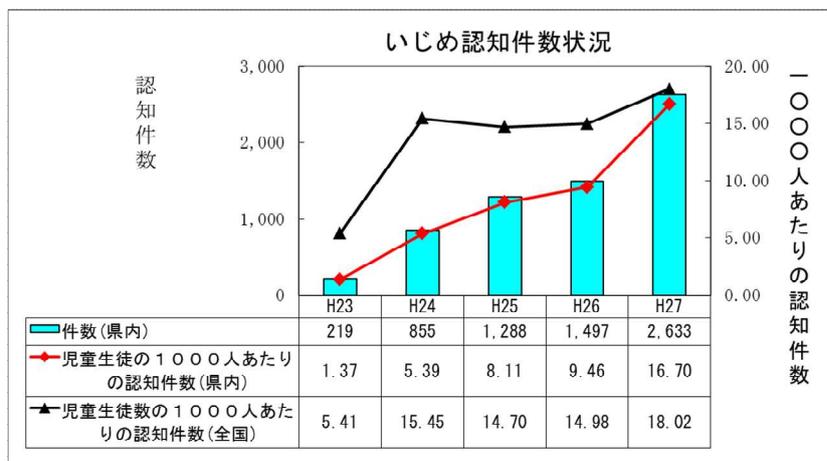
- ・暴力を許さないという毅然とした態度で組織的に対応を進めるとともに、関係機関との適切な連携に努める。
- ・児童生徒が主人公となる学校づくりに努め、よりよい人間関係を育むために、学級活動や行事の中で話し合い活動等の充実を図るなど、未然防止に努める。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を有効的に活用し組織的な対応をするとともに、教員の資質向上・校内組織体制の充実を図る。
- ・小学校低学年から暴力の背景を丁寧に見立て、個別指導や支援の実施を図る。
- ・児童生徒、保護者、学校を支える関係機関と連携したサポート体制の充実を図る。

2. 公立小学校、公立中学校、県立高等学校および県立特別支援学校におけるいじめの状況等

(1) いじめの総認知件数〈表(5)〉

① 公立小・中学校および県立学校のおいじめの総認知件数 2,633 件

【平成 26 年度 (1,497 件) より 1,136 件増加】



(2) いじめを認知した学校数・いじめの認知件数〈表(6)〉

いじめを認知した学校数

① 公立小学校

・ 認知学校数 187 校 【平成 26 年度 (171 校) より 16 校増加】

② 公立中学校

・ 認知学校数 86 校 【平成 26 年度 (84 校) より 2 校増加】

③ 県立高等学校

・ 認知学校数 42 校 【平成 26 年度 (40 校) より 2 校増加】

④ 県立特別支援学校

・ 認知学校数 11 校 【平成 26 年度 (7 校) より 4 校増加】

いじめの認知件数

① 公立小学校

・ 認知件数 1,724 件 【平成 26 年度 (838 件) より 886 件増加】

② 公立中学校

・ 認知件数 770 件 【平成 26 年度 (505 件) より 265 件増加】

③ 県立高等学校

・ 認知件数 125 件 【平成 26 年度 (137 件) より 12 件減少】

④ 県立特別支援学校

・ 認知件数 14 件 【平成 26 年度 (17 件) より 3 件減少】

(3) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法

〈表(7)〉

- ・ アンケート調査の実施 100.0% 【平成26年度(100.0%)と同率】
- ・ 個別面談の実施 100.0% 【平成26年度(100.0%)と同率】
- ・ 年2回以上アンケートを実施している学校の割合 98.2% 【平成26年度(97.7%)より0.5ポイント増加】

(4) いじめの発見のきっかけ 〈表(8)〉

多いきっかけ

- ① 本人からの訴え 29.4% 【平成26年度 21.2%】
- ② 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え 24.5% 【平成26年度 31.7%】
- ③ 学級担任が発見 18.2% 【平成26年度 16.9%】

(5) いじめの態様 〈表(9)〉

ア. 小学校・中学校における多い態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。

イ. 高等学校・特別支援学校における多い態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

(6) いじめの解消状況 〈表(10)〉

「いじめが解消しているもの」のいじめの総認知件数に対する割合(解消率) 92.1%

(7) いじめの対策

- ・ いじめを許さない学校づくりを推進し、未然防止に努め、児童会・生徒会活動の充実を図る。
- ・ いじめについて、法や条例に則り、組織的な対応に努めるよう指導主事が学校訪問等をするなど継続して啓発し、教員の資質向上・校内組織体制の充実を図る。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を有効に活用し、いじめられた児童生徒への支援をするとともに、いじめる児童生徒の背景を丁寧に見立て、組織的な対応に努める。
- ・ 全ての子どもにとって魅力ある学校にするため、授業改善や学級づくりに努める。
- ・ 情報モラルやインターネット、携帯電話・スマートフォン等の利用について保護者および関係機関と連携するなど指導の充実を図る。
- ・ 家庭・地域・関係機関との連携の推進や児童生徒・学校を支える関係機関のサポート体制の充実を図る。

3. 公立小学校、公立中学校および県立高等学校における長期欠席の状況等

(1) 長期欠席者数および不登校生徒数

①公立小学校における長期欠席〈表(11)(12)〉

- ・年間30日以上長期欠席者数 927人
- ・長期欠席者のうち不登校児童数 418人【平成26年度(395人)より23人増加】
- ・在籍率0.51%【平成26年度(0.48%)より0.03ポイント増加】

②公立中学校における長期欠席〈表(13)(14)〉

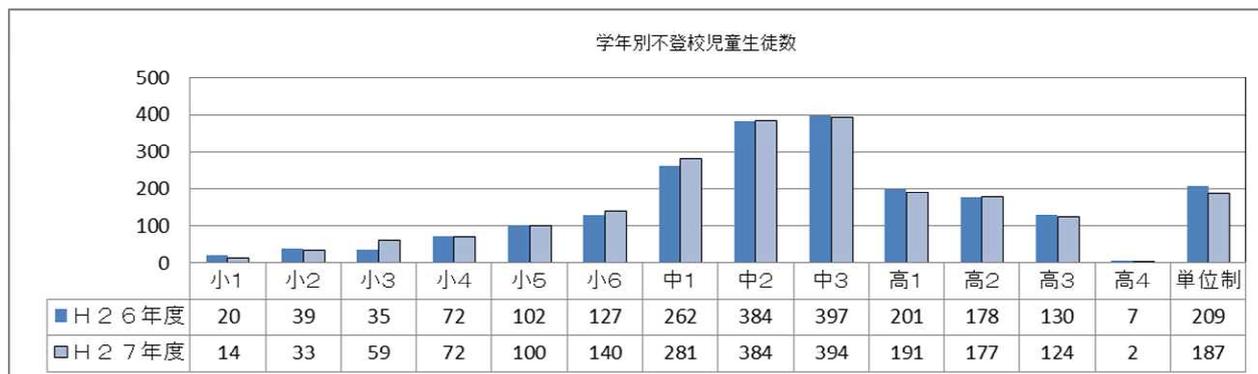
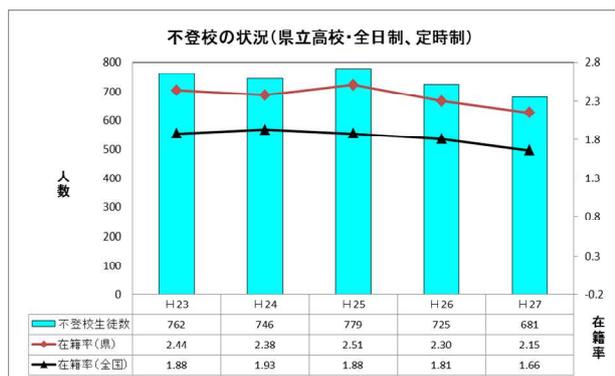
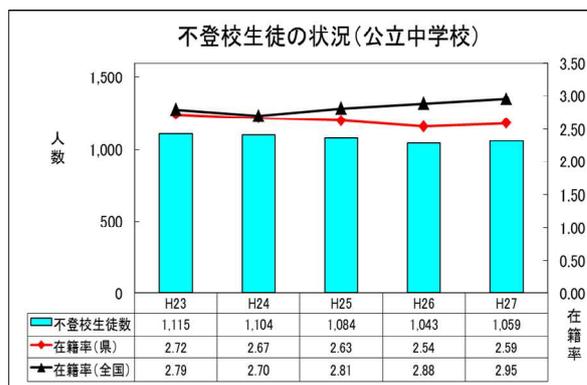
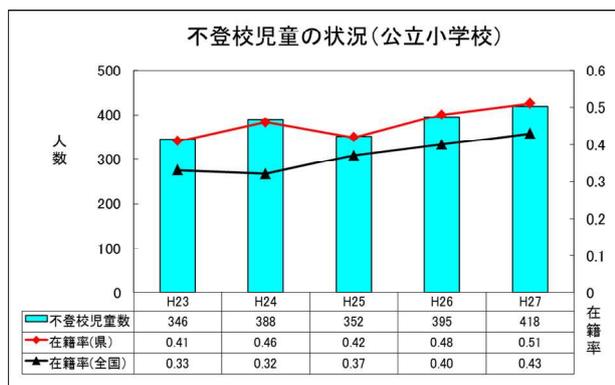
- ・年間30日以上長期欠席者数 1,709人
- ・長期欠席者のうち不登校生徒数 1,059人【平成26年度(1,043人)より16人増加】
- ・在籍率2.59%【平成26年度(2.54%)より0.05ポイント増加】

③県立高等学校における長期欠席〈表(15)(16)〉

- ・年間30日以上長期欠席者数 917人【平成26年度(975人)より58人減少】
- ・長期欠席者のうち不登校生徒数 681人【平成26年度(725人)より44人減少】
- ・在籍率2.15%【平成26年度(2.30%)より0.15ポイント減少】

(全日制の不登校生徒数 496人【平成26年度(574人)より78人減少】)

(定時制の不登校生徒数 185人【平成26年度(151人)より34人増加】)



(2) 不登校の要因の状況

ア. 公立小学校における不登校の要因 **〈表 (17)〉**

- ① 「不安」の傾向がある【38.5%】
その中で、「家庭に係る状況」(59.6%)、「いじめを除く友人関係」(27.3%)
- ② 「無気力」の傾向がある【22.2%】
その中で、「家庭に係る状況」(71.0%)、「学業の不振」(31.2%)

イ. 公立中学校における不登校の要因

- ① 「不安」の傾向がある【31.0%】
その中で、「家庭に係る状況」(41.2%)、「いじめを除く友人関係」(39.6%)
- ② 「学校における人間関係」に課題を抱えている【29.1%】
その中で、「いじめを除く友人関係」(77.9%)、「家庭に係る状況」(22.1%)

ウ. 県立高等学校（全日制）における不登校の要因 **〈表 (18)〉**

- ① 「不安」の傾向がある【43.1%】
その中で、「学業の不振」(38.3%)、
「入学、転編入学、進級時の不適応」、「家庭に係る状況」(22.4%)
- ② 「無気力」の傾向がある【33.1%】
その中で、「学業の不振」(30.5%)、「入学、転編入学、進級時の不適応」(24.4%)

エ. 県立高等学校（定時制）における不登校の要因

- ① 「あそび・非行」の傾向がある【42.2%】
その中で、「学業の不振」(69.2%)、「入学、転編入学、進級時の不適応」(42.3%)
- ② 「無気力」の傾向がある【29.2%】
その中で、「入学、転編入学、進級時の不適応」(57.4%)「学業の不振」(50.0%)

(3) 長期欠席の現状、対策

(現状)

小学校、中学校、高等学校ともに、長期欠席の理由として不登校の割合が高い。

小学校

- ・ 不登校の要因として、「家庭に係る状況」が59.3%である。

中学校

- ・ 不登校の要因として、「家庭に係る状況」が43.2%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が41.8%である。

高等学校全日制・定時制

- ・ 不登校の要因として、「学業の不振」が全日制31.5%、定時制62.2%である。
- ・ 1年生の不登校生徒数が減少した。

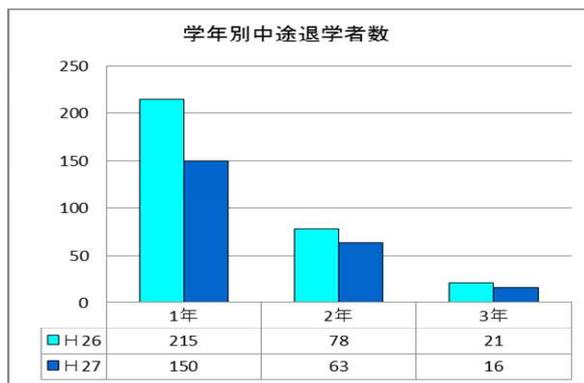
(対策)

- ・電話連絡や家庭訪問をするなど早期対応を実施し、さらに欠席が継続した場合は、校内ケース会議を開催し校内体制を確立するとともに適切な支援の実施を図る。
- ・保護者と連携を緊密にし、基本的な生活習慣づくりの推進を図る。
- ・授業改善、学級づくり、児童会・生徒会活動の充実を図るとともに、子どもの将来に向けた進路指導の推進を図るなど未然防止の取組を推進する。
- ・適応指導教室、医療機関、福祉機関等の関係機関と連携を強化し、登校に向けた支援の推進を図る。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を有効活用した支援の実施を図る。
- ・小学校低学年の早期段階から不登校の前兆や子どもの変容を見逃さず、丁寧な見立てを行い、組織的な対応を図る。

4. 県立高等学校における中途退学者数等の状況（全日制）

（1）学年別中途退学者数〈表（19）〉

- ① 中途退学者数 229人 【平成26年度（314人）より85人減少】
- ② 中途退学率 0.74% 【平成26年度（1.02%）より0.28ポイント減少】
- ③ 1年生の中途退学者数 150人 【平成26年度（215人）より65人減少】
- ④ 2年生の中途退学者数 63人 【平成26年度（78人）より15人減少】
- ⑤ 3年生の中途退学者数 16人 【平成26年度（21人）より5人減少】



（2）学科別中途退学者数・中途退学率〈表（20）〉

- ① 普通科の中途退学者数 137人 【平成26年度（192人）より55人減少】
普通科の中途退学率 0.64% 【平成26年度（0.91%）より0.27ポイント減少】
- ② 専門学科の中途退学者数 54人 【平成26年度（83人）より29人減少】
専門学科の中途退学率 0.88% 【平成26年度（1.33%）より0.45ポイント減少】
- ③ 総合学科の中途退学者数 38人 【平成26年度（39人）より1人減少】
総合学科の中途退学率 1.12% 【平成26年度（1.19%）より0.07ポイント減少】

（3）学年別理由別中途退学者数〈表（21）〉

- ・最も多い理由「進路変更」
108人（47.2%） 【平成26年度（167人）より59人減少】
- ・次に多い理由「学校生活・学業不適応」
71人（31.0%） 【平成26年度（103人）より32人減少】



(4) 中途退学の現状、対策

(現状)

- ・全日制高校の中途退学率はどの学科でも減少している。
- ・中途退学者の理由では進路変更が最も多い。
- ・中途退学率は昭和 57 年の本調査開始以来最も低い。

(対策)

- ・中途退学が懸念される生徒に対して、早い段階から校内の教育相談委員会等で情報を共有し、保護者や中学校、スクールカウンセラー、関係機関との連携を密にし、組織的に指導、支援に努める。
- ・一人ひとりの生徒に寄り添った指導を心がけることで、個々の学習指導、進路指導、特別活動の充実を図る。
- ・毎日の健康観察をはじめ生徒の細かな変化に気づける生徒指導体制を継続し、早期対応に努める。